

第2号様式(第6条関係)

処分基準整理票

処分の内容	指定登録機関の登録事務規定に関する変更命令		
根拠法令及び条項	高齢者の居住の安定確保に関する法律第33条第3項		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第1号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※処分基準を公表する場合のみ記載すること。) 高齢者の居住の安定確保に関する法律 (登録事務規程) 第三十三条 指定登録機関は、登録事務に関する規程(以下「登録事務規程」という。)を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 2 登録事務規程で定めるべき事項は、国土交通省令・厚生労働省令で定める。 3 都道府県知事は、第一項の認可をした <u>登録事務規程が登録事務の公正かつ適確な実施上不適当となったと認めるときは、その登録事務規程を変更すべきことを命ずることができる。</u>		
処分基準 設定年月日	平成23年10月20日	処分基準 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	まちなみ共創部 まちなみ整備課		
備考			

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。